

第三期岐阜県地域福祉支援計画

【概要版】

平成26年3月

岐阜県

【目次】

第1章 計画の趣旨

- (1) 計画の性格
- (2) 計画の期間
- (3) 他の福祉関係計画との関係
- (4) 計画の構成

第2章 地域福祉をとりまく状況

- (1) 福祉をとりまく情勢
- (2) 地域福祉の推進について
- (3) 制度外サービスの提供状況

第3章 計画の理念と施策体系

- (1) 理念
- (2) 施策体系

第4章 施策の内容

- (1) 支え合いの地域力を高める「地域づくり」
 - ① 市町村地域福祉計画の実践支援
 - ② 地域での支え合い活動の発展支援
- (2) 地域福祉を担う「人づくり」
 - ① 支え合う「福祉」の意識の啓発
 - ② 地域での支え合いを担う人材の育成
 - ③ 福祉を担う人材の確保・資質の向上
- (3) 地域福祉サービスの「基盤づくり」
 - ① 福祉サービスの質の向上支援
 - ② 専門的相談機関の充実及び広域的・重層的な相談対応ネットワークの整備
 - ③ 福祉サービス利用者の権利・利益の保護

第5章 計画の推進

第6章 地域での支え合い活動事例集

第1章

計画の趣旨

(1) 計画の性格

本計画は、県が社会福祉を目的とする事業を進めるにあたり、地域福祉の推進について、社会福祉法第108条の規定に基づき、市町村地域福祉計画の達成のため、各市町村を通ずる広域的な見地から市町村の地域福祉推進を支援するため策定することとされている「都道府県地域福祉支援計画」として策定するものです。

また、平成21年3月に策定した「岐阜県地域福祉支援計画」は、平成26年3月末に計画期間が満了するため、その第三期計画として、福祉現場の声を踏まえて各施策を総点検のうえ策定するものです。

(2) 計画の期間

この計画の期間は、平成26年度から平成30年度までの5年間とします。

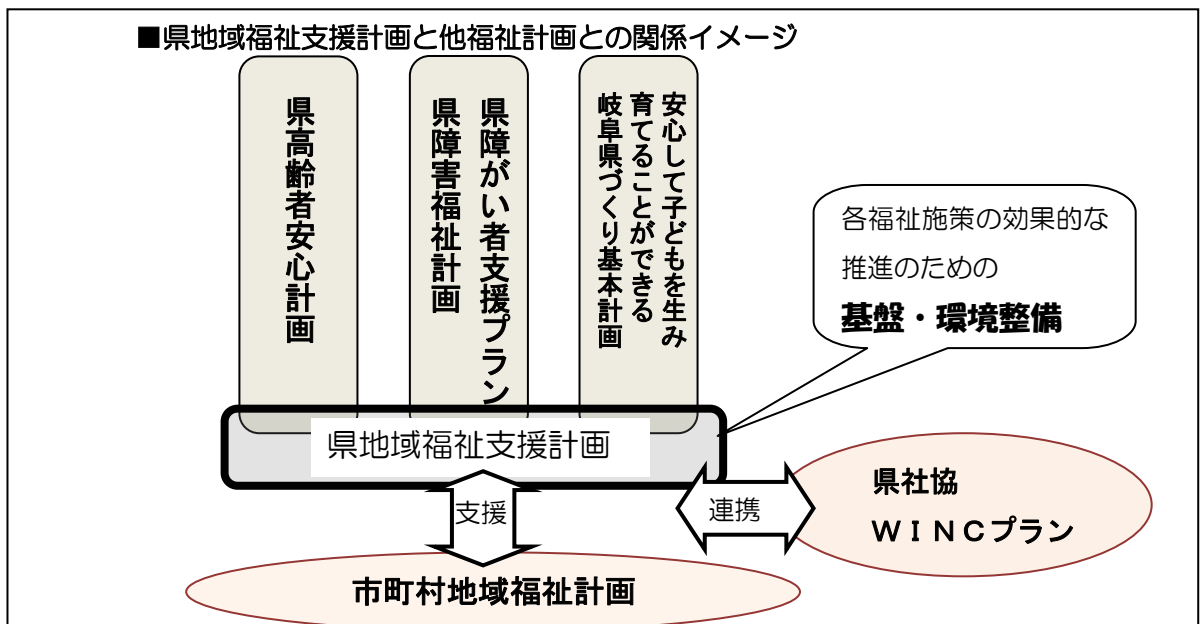
(3) 他の福祉関係計画との関係

本計画は、「岐阜県高齢者安心計画」、「岐阜県障がい者支援プラン」、「岐阜県障害福祉計画」、「安心して子どもを産み育てることができる岐阜県づくり基本計画」など他の福祉関係計画による各施策の効果的な推進のための基盤・環境整備を担うものです。

また、他の福祉関係計画に規定された施策のうち、「地域」との視点から共通する施策を連結・体系化するとともに、計画相互の隙間を埋める役割を担います。

なお、「岐阜県地域防災計画」とは、一部内容を共有するなど相互に密接な連携を図りながら、災害時の要援護者支援対策を推進する関係にあります。

県社会福祉協議会が策定する「WINCプラン」とは、相互に密接な連携を図りながら本県地域福祉を推進する関係にあります。



(4) 計画の構成

社会福祉法第108条と国策定指針で計画に盛り込むべきとされた項目をもとに、第2章では、本県地域福祉の推進にあたっての課題を整理しました。第3章では、本計画の理念を設定し、理念の実現に向けて3つの基本施策、8つの施策を掲げています。なお、この8つの施策は社会福祉法及び国策定指針で盛り込むべきとされた項目とも整合するものとなっています。第4章では、8つの施策をさらに細事業・事業に分け、細事業・事業ごとに現状と課題を分析のうえ、県としての今後の取組方針を記載しています。第5章では、本計画の推進について記載し、第6章では地域での支え合い活動事例を紹介しています。

(1) 福祉をとりまく情勢**① 人口減少・高齢化の進行**

本県の人口は、平成17年に減少に転じました。今後も、少子化の影響を受けて人口の減少は続き、平成47年には現在の約206万人よりも約38万人少ない約168万人へと減少する見込みです。特に生産年齢人口及び年少人口が急激に減少していくと見込まれます。

人口の減少が続く一方で、65歳以上の人口は平成32年まで増加し、その後は、ほぼ横ばいで推移すると考えられます。

② 福祉サービスの提供を必要とする要支援者の増加

高齢化の進展にともなって、介護を要する高齢者の数は増加を続け、平成25年の約8万6千人から、平成47年には、おおよそ1.5倍の約12万5千人に及ぶとも推計されます。

また、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者数とともに、発達障がい者として支援が必要とされる方の数も年々増加しています。

③ 各分野における制度改正**(ア) 高齢福祉分野**

平成12年に介護保険法が施行され、介護保険事業者から提供される様々な介護サービスを利用者が選択できる仕組みがつけられました。制度の定着にともない、高齢者介護サービス提供量は飛躍的に増加し、介護保険の総費用も急激に増加しました。

このような状況のもと、平成24年の介護保険法の改正では、地域包括ケアシステム（医療、介護、予防、住まい、生活支援のサービスを要介護者などへ一体的に提供すること）を推進することや1日に短時間のケアを複数回実施する「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」及び従来の訪問介護に新たに「身体介護20分未満」のサービスなどが追加され、可能な限り住み慣れた地域において継続して生活ができる体制づくりの充実が図られました。

(イ) 障がい福祉分野

2000年代に入って、それまで遅れているといわれていた障がい福祉分野の改革が進められ、行政による「措置」から、利用者自らの「選択・契約」によりサービスを利用する支援費制度へと移行し、平成18年には「障害者自立支援法」が施行されました。

さらに、障害者自立支援法を改正し、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的

に支援するための法律（障害者総合支援法）」が平成 25 年4月から施行され、地域社会における共生の実現に向けて障がい者の日常生活、社会生活を総合的に支援することとされました。

また、平成25年6月には、「障害を理由とする差別の解消に関する法律（障害者差別解消法）」が公布、平成28年4月施行となります。これにより、障がい者に対する障がいを理由とした「差別的取り扱い、合理的配慮の不提供の禁止」について具体化され、差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、実施していくこととされています。

（ウ）児童福祉分野

平成16年の児童福祉法改正により、住民に身近な市町村が、家庭その他からの相談に応じ、個々の子どもや家庭への援助を行っています。また、虐待を受けた児童などに対する市町村の体制を強化するため、関係機関が連携を図り児童虐待等への対応を行う要保護児童対策地域協議会の設置が進められ、県内の全ての市町村に設置されました。専門的機能を担う子ども相談センターでは、立ち入り調査や一時保護、児童福祉施設への入所等の役割を担いながら、市町村への技術的援助等の連携をしており、地域における児童相談体制の充実を図っています。

また、今後の社会的養護の在り方として、社会的養護が必要な児童を、可能な限り家庭的な環境において安定した人間関係のもとで育てることが求められます。このため、施設のケア単位の小規模化、里親やファミリーホームの拡充を柱とした家庭的養護の推進を検討します。

（エ）医療分野

急速な少子高齢化や経済の低成長など、医療を取り巻く環境が変化していく中、医療保険制度を将来に向けて持続可能なものとしていくためには、医療に要する費用の抑制に努める必要があります。

平成 25 年 3 月に策定した「第 6 期岐阜県保健医療計画」においては、従来の 4 疾病 5 事業に「精神疾患」と「在宅医療」が新たに加えられ、地域で安心して医療サービスを受けるための体制の構築が進められています。

また、国においては、医療機能の分化・連携の推進をはじめとした医療法等の改正が行われます。具体的には、病床機能報告制度の創設や各都道府県における地域医療ビジョンの策定などを主な内容として、良質かつ適切な医療を効果的かつ効率的に提供する体制を構築していくこととしています。

④ その他の地域社会を取り巻く状況

現在の福祉課題（生活課題）として、貧困、孤立死、ニート、ひきこもり、自殺、ホームレス、家庭内での高齢者虐待、DV、いじめなど、様々な問題が顕在化し、社会問題となっています。

中でも貧困の問題については、高齢化の進展に加え、経済や雇用情勢の低迷により生活が不安になり困窮する人々が急増していることから、生活困窮者自立支援法（平成 25 年 12 月成立）が施行となる平成 27 年 4 月から各種支援などを実施していくこととされています。

⑤ 今後の動向

高齢者等の増加と、各分野における制度改革によって、地域で暮らす福祉サービスの提供を必要とする要支援者が増加します。

また、少子化対策、医療、介護、年金の 4 分野については、制度改革を進めるために政府が設置した社会保障制度改革国民会議における審議結果を踏まえ、制度改革の内容やスケジュールを定めたプロフラム法（平成 25 年 12 月成立）により、今後必要な法改正が進められることになっています。

(2) 地域福祉の推進について

① 地域福祉の推進とは

平成 12 年 6 月に従来の「社会福祉事業法」が「社会福祉法」に改められ、新たな基本理念として、『地域福祉の推進』（第 4 条）が掲げられました。

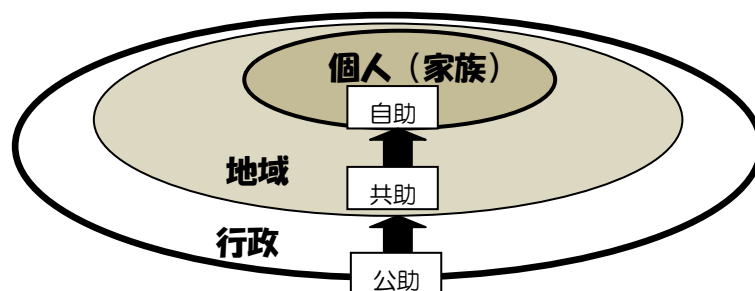
ここでは、事業者と社会福祉に関する活動を行う者（ボランティア等）に加え、地域福祉の推進の担い手として“地域住民”が明記されました。

■社会福祉法第 4 条（地域福祉の推進）

地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

地域で暮らす要支援者に対し、個人や家族による『自助』のほか、地域での住民相互の支え合いによる『共助』、行政による支援『公助』が、各々の役割や特性を活かしながら、包括的かつ継続的に提供される必要があります。

地域の中での『自助』『共助』『公助』の連携による自立支援



② 家族構成の変化 ～家族による扶助機能『自助』の弱体化

少子高齢化、核家族化などの進展により、世帯あたりの人数が減少し、高齢者夫婦のみの世帯、高齢者ひとり暮らし（高齢者単独）世帯が増加しています。

③ 地域のつながりの希薄化

経済・社会環境の変化とともに、地域のつながり、いわゆる“ご近所づきあい”が希薄化してきています。

一方、内閣府による地域での付き合いに関する意識調査結果を見ると、「住民すべての間で困ったときに助け合う」のが望ましいと回答する人の割合が増えています。地域への関心が、以前に比べ低くなっているというわけではないと考えられます。

④ 『公助』厳しい財政環境

本県の財政は、全国の多くの都道府県と同様に、県税、地方交付税などの財源の増額確保が見込めず、今後ますます厳しくなっていきます。

高齢化の進展により、介護保険関係経費や老人医療費助成費などの社会保障関係経費は、増加するものと見込まれます。

⑤ 地域の福祉課題は多様化・深刻化

ひとり暮らし高齢者の増加（「自助」の弱体化）、地域のつながりの希薄化（「互助」の衰退）により、地域の要支援者が抱える福祉課題（生活課題）は一層増加するとともに、その課題が多様化・複雑化することが懸念されます。

⑥ 地域福祉の推進施策の今日的な課題

お互いに支え合う地域社会の再構築により、福祉制度の隙間・谷間を補完するとともに、一人ひとりのニーズにあったサービスが包括的かつ継続的に提供される『地域包括ケア体制（システム）』の構築が不可欠です。

特に、地域の福祉課題が増大、多様化・複雑化する状況にあって、制度化されたサービスに比べ、柔軟かつ迅速に対応可能な地域での支え合いによる制度外の福祉サービスの果たす役割や特性が、大きく期待されています。

地域住民自らが、地域の福祉課題に向き合いながら支え合いによる解決方法を考え、行動（制度外の福祉サービス提供）する仕組みを整備していくことが、地域福祉の推進にあたっての、緊急かつ今日的な課題と考えられます。

(3) 制度外サービスの提供状況

[平成 25 年 10 月 1 日現在]

自治会・町内会を範囲とした活動

■見守りネットワーク活動 ※他の基盤となるサービス	
要支援者に対して、近隣住民、福祉委員、ボランティア、民生委員などが連携して声かけ・訪問を行い、問題の発見時には必要に応じて問題を共有し、解決のための話し合い（調整）を行うことができるような組織的な活動	68.5% (5,840/8,529 自治会で実施)
■要援護者支援マップづくり（災害時の避難支援）	
要援護者を地図上に明記し、近隣住民、福祉委員、ボランティア、民生委員などによる話し合いによって、日常的な見守り活動や、災害時の避難支援について検討する活動	90.5% (38/42 市町村で実施)
■ふれあいサロン活動（高齢者）	
高齢者の生きがいづくり、健康づくりなどを目的に、参加者とボランティアが内容を企画し、ともに運営していく活動	77.6% (6,616/8,529 自治会で実施)

小学校区（連自治会）を範囲とした活動

■住民参加による配食サービス	
地域住民相互のふれあいや交流を主な目的として、調理から配達までを住民参加により行い、定期的な食事の提供を通じて要支援者の早期発見、孤立防止、見守りなどを行う活動	47.8% (182/381 小学校区で実施)
■助け合い（生活支援）活動	
要支援者の在宅生活を支えるため、利用者と提供者が予め会員として登録し、清掃、洗濯、買物、除雪などの日常生活を支援する地域住民による活動	17.8% (68/381 小学校区で実施)
■宅幼老所の運営 ※介護保険の通所（デイ）サービスに相当	
健康づくり、介護予防、子育て支援など、高齢者や子育て中の親の継続的な交流・学習・相談を行うため、空き教室、空き店舗、民家を活用して、地域での支え合い活動の拠点となるたまり場を地域住民が運営する活動	11.5% (44/381 小学校区で実施)

出所：県まとめ

第3章

計画の理念と施策体系

(1) 理念

多様な価値観を尊重しながら、地域全体で安心と自立を支える共生社会づくり

住み慣れた地域において、家族や地域での「ふれあい」や「つながり」を大切にしながら、いつまでも安心して暮らし続けることは、誰もの共通した願いです。

普通に生活するために様々な支援が必要な状態になって（であって）も、住み慣れた地域において、個人として尊重されながら、これまでと変わらない「その人らしい安心のある自立した生活・人生」を送ることが望まれています。

このためには、地域での生活を支える地域の医療・保健・福祉・介護機関による制度化されたサービスと制度の外にある福祉サービス（以下、「制度外サービス」という。）とが整備・充実され、地域において一人ひとりのニーズに沿った福祉サービスが包括的かつ継続的に提供される地域包括ケアシステムが必要です。

その実現のためには、地域での支え合いによる制度外サービスの普及・拡大といった、地域社会を基盤とした福祉（地域福祉）の推進（※）が不可欠です。

またそれは、伝統的な互助機能が低下し、住民相互のつながりが弱くなったといわれる中、住民相互の豊かな人間関係を回復し、コミュニティの再興につながるものとも期待されています。

この計画では、4つのキーワードを踏まえながら、地域福祉の推進により目指すべき地域社会の将来像を「多様な価値観を尊重しながら、地域全体で安心と自立を支える共生社会」とし、これを計画の理念とします。

※「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画策定指針の在り方について（1人ひとりの地域住民への訴え）平成14年1月28日・社会保障審議会福祉部会」（国策定指針）から引用。

【多様な価値観の尊重】

地域の特性や、支援をする人と受ける人それぞれのもつ価値観を尊重しながら、そこに住む誰もが個人として尊厳を持って暮らせるような地域を目指すこと

【住民参加】

地域住民すべてにとっての福祉の実現を目指すため、福祉や関連する様々な生活課題を住民自らの問題としてとらえ、主体的に参加し、地域全体で行動すること

【安心と自立】

住民が社会的に孤立することなく安心して暮らしながら、誰もが地域社会の構成員として社会に参画し、自立できる地域の姿

【共生社会】

地域社会に生きる一人ひとりの差異や多様性を認め合い、すべての人が社会の構成員として包み支え合う（ソーシャル・インクルージョン）視点に立った地域社会

(2) 施策体系

本県地域福祉推進の施策

社会福祉法・国策定指針

(盛り込むべき3つの施策)

(1) 支え合いの地域力を高める「地域づくり」

- ① 市町村地域福祉計画の実践支援
- ② 地域での支え合い活動の発展支援

(2) 地域福祉を担う「人づくり」

- ① 支え合う「福祉」の意識の啓発
- ② 地域での支え合い活動を担う人材の育成
- ③ 福祉を担う人材の確保・資質の向上

(3) 福祉サービスの「基盤づくり」

- ① 福祉サービスの質の向上支援
- ② 専門的相談機関の充実及び広域的・重層的な相談対応ネットワークの整備
- ③ 福祉サービス利用者の権利・利益の保護

(*) 「県高齢者安心計画」、「県障がい者支援プラン」、「県障害福祉計画」、「安心して子どもを産み育てることができる岐阜県づくり基本計画」の内容で、「Ⅰ 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本方針に関する事項」と対象分野が重なるものについては、国指針に基づき、各計画の記載をもって本計画の内容とみなしています。

Ⅰ 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本方針に関する事項(*) (市町村の地域福祉推進支援)

(指針に記載されている具体的な内容)

- ア 市町村に対する支援
- イ 市町村が実施する広域事業に対する支援
- ウ 都道府県管内の福祉サービスに関する情報の収集及び提供システムの構築

(その他 都道府県社会福祉協議会の活性化等)

Ⅱ 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項 (福祉人材の確保・資質の向上)

(指針に記載されている具体的な内容)

- 人材の確保や福祉従事者に対する研修体制の整備等
 - ・社会福祉に従事する者を確保するための養成研修
 - ・社会福祉に従事する者の知識・技術向上のための研修

Ⅲ 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項 (福祉サービスの基盤整備)

(指針に記載されている具体的な内容)

○市町村が実施する福祉サービスの相談支援体制及び供給体制の確立のための基盤整備の促進等

- ・社会福祉法人、非営利法人、民間事業者等への経営指導方策
- ・サービスの質の評価等の実施方策
- ・広域的事業及び専門性が高い事業の情報提供及び相談体制の確保
- ・地域福祉権利擁護事業、苦情解決制度等の実施体制の確保

(1) 支え合いの地域力を高める「地域づくり」**① 市町村地域福祉計画の実践支援**

地域により地理的な状況や住民のつながりの程度、住民の認識、NPOや福祉関係団体・民間企業の地域とのかかわりの程度は異なります。また市町村によって、公的サービスで行うべきと考える地域福祉の範囲も異なります。

県では、このような多様な形態による住民同士のつながりを促進するため、各市町村が進める地域での支え合い活動の発展についての考え方を尊重し、自主的な地域福祉計画の達成を支援します。

② 地域での支え合い活動の発展支援

地域での支え合い活動とは、地域住民それぞれが日常生活のちょっとした手伝いを行うことで、一人ひとりの悩みや困っていることをみんなで考え、解決に導くための活動です。

県では、県社会福祉協議会との連携のもと、さまざまな方面から、地域における支え合い活動の普及・拡大に取り組みます。また、住民に最も身近な地域福祉の担い手である民生委員の一層の活動強化を推進するとともに、民生委員以外の地域福祉の担い手の推進・育成を通して民生委員一人ひとりの負担軽減を図ります。

(2) 地域福祉を担う「人づくり」**① 支え合う「福祉」の意識の啓発**

「地域での支え合い」の意識がなければ地域福祉施策の効果的な推進は困難でもあることから、市町村、県社会福祉協議会、県共同募金会などとの連携のもと、県民への普及を図ります。また、地域において「すべての人が社会の構成員」であり、「互いに支え合うもの」という認識の普及を行うことで、地域で孤立しがちな方へのアプローチを行います。

加えて、支え合いの心、福祉の心を育てていくためには、子どもの頃から、福祉施設での体験学習や障がい者などとの交流活動、地域での支え合い活動参加などを通じた福祉学習が重要です。県では、福祉分野への進学や就労の促進に資する福祉教育の充実とともに、生涯学習の観点も含めた地域ぐるみでの福祉学習推進に向けた取り組みを支援します。

② 地域での支え合いを担う人材の育成

福祉活動指導員と福祉活動専門員は、社会福祉協議会が地域福祉の推進母体としての役割を果たす際、その中心的な業務を担います。県内においては、福祉活動指導員

と福祉活動専門員によるコーディネートのもと、地域の地区（支部）社協や、住民主体による支え合い活動団体の組織化が進んできました。そこで県では、地域福祉に関するシンクタンク機能を担う県社会福祉協議会の福祉活動指導員の適正配置と、その活動への支援を通し、市町村社会福祉協議会に配置されている福祉活動専門員による、地域での支え合い活動支援に関する情報とノウハウの蓄積、企画提案力とコーディネート力の向上を促進します。

地域での支え合い活動には、自治会、地域団体、NPOなど、地域住民の参画が不可欠です。住民一人ひとりが地域とのつながりを持ち、世代を超えた地域の絆をはぐくむ地域コミュニティの構築に向け、そのリーダーや担い手となりうるきっかけづくりに取り組みます。

③ 福祉を担う人材の確保・資質の向上

県では、福祉人材確保対策を総合的に推進するため、県社会福祉協議会内にその中核組織となる「岐阜県福祉人材総合対策センター」を設置しました。

同センターでは社会福祉事業者に対する情報提供などのほか、福祉の仕事への求職者に対する無料職業紹介（福祉人材バンク）をはじめとした就業の援助、従事者の技能と資質向上のための各種講習会、研修会などの開催に取り組んでいます。

また、地域福祉活動の中心となる民生委員については、岐阜県民生委員児童委員協議会、市町村、県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会との連携のもと、経験年数や役割に応じたきめ細かく実践的な研修会や研究会の開催、各地域の民生委員児童委員協議会による研修活動などの活発化への支援などを行うことにより、資質向上を図ります。

（3）地域福祉サービスの「基盤づくり」

① 福祉サービスの質の向上支援

県内福祉サービスの質の向上を図るため、利用者や社会福祉事業者からの福祉サービス第三者評価制度に対する社会的評価の向上、評価機関の技能と質の向上など、社会福祉事業者による積極的な第三者評価の受審を促進します。

介護保険など主に社会福祉制度の適正な運用の確保に向けては、施設監査により、違法事例や不正受給などに対する厳正な処分はもとより、事業者による介護保険制度、障害者自立支援制度など各社会福祉制度の適正な実施に向けて指導と支援体制を強化します。併せて福祉サービスが利用者一人ひとりのニーズに即した適切なものであるとともに、将来的にも安定して提供される体制づくりに向け、社会福祉法人に対する指導と支援体制を強化します。

② 専門相談機関の充実及び広域的・重層的な相談対応ネットワークの整備

さまざまな相談に応じるため、市町村において、福祉所管課・市福祉事務所、市町

村社会福祉協議会、地域包括支援センター、相談支援事業所及び指定相談支援事業所をはじめとする各種相談体制が整備されてきています。

また、民生委員（厚生労働大臣委嘱）、福祉委員（市町村社会福祉協議会長など委嘱）、身体障害者相談員（市町村委嘱）、知的障害者相談員（市町村委嘱）などが、地域住民の身近な相談者として、各地域において活躍いただいています。

中でも障がい者関係では、平成27年度に設置する県障がい者総合相談センターに、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、発達障がい支援センターのぞみを集約し、互いに連携しながら専門的な支援を提供するとともに、市町村をはじめとする地域の支援機関の支援者の育成にも取り組むことで、身近な地域における支援体制の充実を構築していきます。

③ 福祉サービス利用者の権利・利益の保護

住み慣れた地域で自立した生活を支援していくため、県社会福祉協議会が認知症高齢者などの判断能力が十分でない方に対し、福祉サービスの利用にあたっての支援や、日常的な金銭管理などを行う日常生活自立支援事業への取組を支援します。

利用者からの福祉サービスに対する苦情解決については、施設監査をはじめ様々な機会を捉えた社会福祉事業者に対する指導や、岐阜県運営適正化委員会の機能強化に向けた支援などにより、利用者の苦情が円滑に解決されるとともに、利用者からの苦情や意見が、事業者による経営改善とサービスの質の向上に繋がる体制づくりを促進します。

第5章

計画の推進

この計画を実効性のあるものとして推進していくために、計画に掲げた施策の進捗状況や目標の達成度について、定期的に把握し、「岐阜県地域福祉協議会」において、その過程や成果を議論し、計画の進行管理を行います。

また、市町村、市町村社会福祉協議会、地域住民、社会福祉関係団体などとの意見交換を通じて、県内の地域福祉の現状などを把握するとともに、各地の活動事例など、地域福祉に関する情報を積極的に提供します。

なお、県では、第二期地域福祉支援計画において、制度外サービスの整備・充実に向けて6つの項目（①見守りネットワーク活動、②要援護者支援マップづくり、③ふれあいサロン活動、④住民参加による配食サービス、⑤助け合い（生活支援）活動、⑥宅幼老所の運営）を掲げ、その推進を図ってきました。

第三期地域福祉支援計画においても引き続き、これらの項目を基本に、地域での支え合いによる制度外サービスの普及・拡大に向けて進めていくこととし、ついでには、次のとおり新たに数値目標を設定します。数値目標の進捗の評価については、単なる県全体の実施率の向上のみにとらわれることなく、地域の実情や市町村ごとの取組内容も参考にしながら、県全体の地域福祉の向上を目指します。

■地域での支え合いによる制度外サービスの普及・拡大に向けた数値目標

項目	実績 (平成 25 年度)	目標値 (平成 30 年度)
① 団体づくりに対する県支援制度を活用して設立した団体数	85 団体 (※)	120 団体
② 拠点づくりに対する県支援制度の活用箇所数	95 力所 (※)	200 力所
③ 地域の支え合い人材育成につながるボランティア講座の実施率	54.7% (実施町数/町数)	100%
④ 地域の団体組織のネットワーク形成促進のための懇談会・座談会の実施率	57.9% (実施小学校区数/小学校区数)	100%
⑤ 見守りネットワーク活動実施率	68.5% (実施自治会数/自治会数)	100%
⑥ 助け合い（生活支援）活動実施率	17.8% (実施小学校区数/小学校区数)	50%

(※) 平成 26 年 2 月時点

第6章

地域での支え合い活動事例集

地域住民による地域での支え合い活動は、地域の保有している資源（ヒト、モノ、カネ、情報など）を活用し、地域に適した形で行われています。

本章では、実際に地域で行われている活動を紹介し、地域に適した活動を提案します。

計画本文に記載されている事例の一部（抜粋）

地域密着 多世代くらぶ（ひなたぼっこくらぶ） [北方町]

高齢者や乳幼児親子の「孤立防止」「仲間づくり支援」を目的に、地域のたまり場「ひなたぼっこくらぶ」を団地集会場に開館した。団地の自治会や近隣住民を中心とした70歳代～80歳代のボランティアが中心となり、①カフェコーナーの設置 ②健康体操や脳トレ・健康教室（栄養教室や認知症講座等）の開催 ③乳幼児親子を対象としたふれあい遊びの提供 ④季節行事・誕生日会等の多世代交流の場を、行政・社会福祉協議会・包括支援センター・社会福祉法人 和光会などが専門職を派遣するなどの援助を行い運営している。

年間を通じた活動で、子育て家庭にとっては、大勢の人と関わる事で育児ストレスが軽減する場となり、また地域住民にとっては、身近に集う場所ができた事で笑い合える仲間の輪が広がり、連帯感が深まっている。

若葉台高齢者支え合い事業（若葉台高齢福祉連合会） [可児市]

住民主体で広範な活動を展開して「支え合いの街づくり」を行っています。

（事業の一例）

■高齢者ふれあい事業

会のなまえ	内容	開催頻度	記事
わかば302	30分ウオーキング	週2回 無料	年間参加者3千人
和みの会	手作りランチ会	月1回 ¥400	孤食者対策 30食
いきいき若葉	介護予防講座	月1回 無料	心と体の健康講座
ダンディーサロン	麻雀・民舞・ランチ	月12回 ¥100	男性が多く盛況
見学バスツアー	市内各種施設・旧跡めぐり	年4回 無料	ご近所さんとのふれあい
里山バーベキュー	野外でワイルドに実施	年2回 ¥600	自主整備した里山利用

このほかにも、「高齢者支え合い事業」や広報誌の発行などを行っています。

出来そうのでできない小地域近隣福祉活動ですが、人口3200人の団地で、わずか1年で数多くの事業を立ち上げました。

新発想の「住民による地域福祉推進システム」で、男性過半で多数の地域活動者とノウハウが一挙に集結。

支援ボランティアにストレス・マイナス思考全くなし。利用者は月を追って増加中です。